



災害時における臨時休館について

- ◆ウェブをご利用のみなさまの安全確保のため、災害時には下記の基準により、臨時休館とします。
- ◆臨時休館中は学習室のご利用ができません。ご了承ください。

災 害	臨時休館の基準	業務の再開
風水害 (暴風・大雨・洪水等)	西宮市が避難所を開設したとき	下記表のとおり
地震	西宮市内で震度5弱以上の地震が発生したとき	施設の安全性が確認できたとき

- ◆避難所の開設状況は市ホームページでご確認ください。
- ◆窓口予約受付開始日(月初受付)が臨時休館の場合は、午前8時までに警報が解除されなかった場合は、予約受付日を翌平日に延期します。また、インターネット予約システム「まなびネットにしのみや」も停止し、システムの再稼働は、延期後の予約受付開始日の翌日となります。
- ◆風水害による臨時休館からの業務の再開

臨時休館の要因となった警報の状況	再開時間
8：00までに解除	9：00から再開
9：30までに解除	10：30から再開
11：30までに解除	12：30から再開
13：00までに解除	14：00から再開
14：30までに解除	15：30から再開
16：30までに解除	17：30から再開
16：30以降解除	休館

- ◆臨時休館により学習室が利用できない場合、学習室使用料等を返金いたします。詳しくは、職員までお尋ねください。

西宮市男女共同参画センター ウェーブ

TEL 0798-64-9495

<http://www.nishi.or.jp/bunka/danjyokuyodosankaku/index.html>